

重度障害者等日常生活支援事業

重度の障害により日常的な業務ができない方が 美方広域シルバー人材センターに依頼した際の 費用の一部を助成します。

●助成対象者

町内に住所があり、親族などによる支援が困難かつ世帯全員の町民税が 非課税である次のいずれかに該当する人

- 1 重度障害者のみの世帯
- 2 重度障害者と65歳以上の高齢者のみの世帯
- ※重度障害者···身体障害者手帳(1·2級)、療育手帳(A)、精神保健福祉手帳(1級)の いずれかを所持する人

●助成対象業務

障子の張替え/庭の清掃/草取り/玄関付近の除雪/雪囲い

●助成金額

シルバー人材センターを利用した料金の3割に相当する額

●利用方法

1 申請する





利用を希望する人は 事前に役場福祉課ま たは各地域局へ申請 してください。

2 決定する



福祉課で審査を行い 該当する場合は決定 通知と利用券を交付 します。

3 利用する



利用者はシルバー人材 センターを利用した際 に、利用券を提出する とともに、要した費用の 7割を支払います。

問い合わせ 役場福祉課社会福祉係

